

岐阜大学の国際交

留学の「夢」を実現させよう。

岐阜大学では、海外留学を希望する学生の方々に様々なサポートを行っています。
「海外留学：健康の手引き」（冊子）を保健管理センターで渡しています。

Webサイトは
こちらから



携帯電話の種類により若干見にくい部分があります。ご了承ください。

流について知ろう

岐阜大学に入学する外国人留学生向けの情報

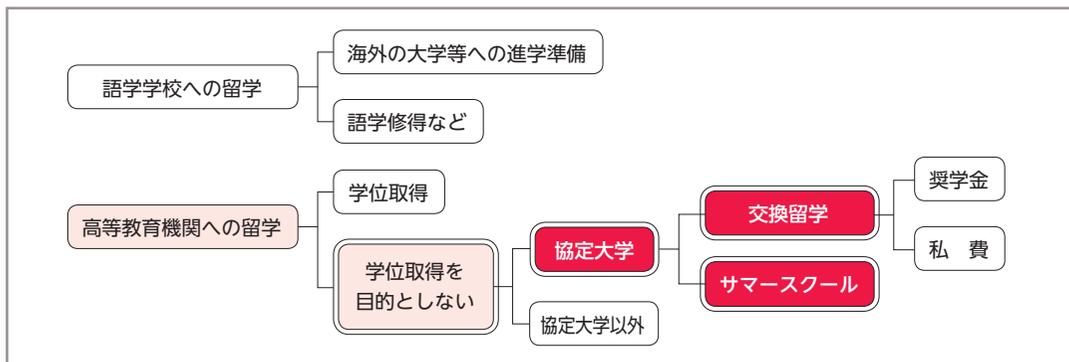
日本での健康管理に関する各種パンフレット（英語版）を、保健管理センターで渡しています。



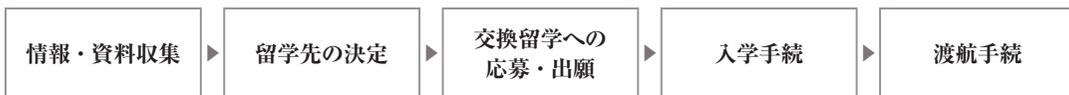
ウエストバージニア大学キャンパス
写真提供：2015年度交換留学派遣学生

留学のタイプ

学校の種類, 留学の目的, 留学の時期等によって, 様々な留学のタイプがあります。一般的には, 次の表のような留学のタイプがあります。ここでは主に「サマースクール」と「交換留学」について説明します。



留学までのステップ (語学力・経費関係は除く)



サマースクール

岐阜大学と学術交流協定を締結している海外の大学が, 夏季休業中に2~6週間程度の短期留学生を募集するプログラムに参加する制度で, 岐阜大学では「サマースクール」と呼んでいます。

特徴とメリット

サマースクールは, 単なる観光旅行ではなく, その国の言語や文化を集中的に学習するプログラムで, 短期間ではありますが海外の生活を体験することで国際感覚を高め, 語学力の向上, 海外留学への動機付けが期待できます。

申請書, 航空券の手配等は, 大学事務 (留学支援室)で行うので, 必要な手続きを学内で済ませることができます。出発前には参加者同士の交流会等も実施していますので, 留学に対する不安が解消できます。

サマースクール終了後, 参加者の体験談を広報誌に掲載したり, アンケート結果を基に次年度プログラムの改善につなげています。

募集・説明会及び申込み方法

募集及び説明会は, 毎年4~5月頃に行います。各学部等・研究科掲示板等で案内します。申込みは留学支援室で行っています。

交換留学

岐阜大学と学術交流協定を締結している海外の大学へ、専門の単位取得、語学力の向上等を目的として、短期間（原則として1 Semesterもしくは1年間）留学する制度です。

交換留学のメリット

- ・留学先大学（学術交流協定大学）の授業料等が免除になる。
- ・留学期間に応じ、岐阜大学の授業料（一学期分）が免除される。
- ・奨学金が受給できる。（返還義務なし。下記「奨学金制度について」参照、人数に制限あり）
- ・留学で取得した単位の一部を、岐阜大学の単位に認定することができる。
- ・休学ではなく、留学期間は卒業に必要な修業年数に算入することができる。
- ・留学先大学の寮が利用できる。
- ・留学先との連絡調整を大学が行ってくれる。

交換留学の募集・応募方法

募集回数 年2回

第1次募集

海外留学を希望する年度の前年度8～9月頃

第2次募集

当該年度の1～3月の間に留学開始予定の場合 当該年度6月頃

いずれの募集も、学部等・研究科長あてに通知をします。

応募方法

申請書、勉学計画書（英文・和文）、語学能力に関する証明書（英語圏にあつてはTOEFL iBTスコアまたはIELTSスコアレコード等）等必要書類を、所属学部等・研究科の学務担当係に提出することになります。

奨学金制度について

岐阜大学短期留学（派遣）奨学金

奨学金の支給額・支給期間

(1)月額4万円, 15万円（一括支給）又は10万円（一括支給）のいずれか

(2)奨学金の支給期間は、1年以内。

奨学生の人数

毎年度において新たに採用する奨学生の人数は、8人以内

※上記の内容は変更される可能性がありますので、必ず募集時の情報を確認してください。

※以上の奨学金以外にも、様々な留学の形に応じた奨学金があります。詳細は、留学支援室に問い合わせてください。

学術交流協定大学一覧

岐阜大学では研究者・学生の交流及び教育研究に関する情報交換等を推進するため、海外の大学と積極的に大学間交流協定を締結しています。

詳細は関連サイトを参照してください。（協定大学のサイトが閲覧できます）



その他の一般的な留学

外国政府等の奨学金受給留学生として留学する

外国政府又は政府関係団体が、その国の大学、大学院等への留学に対して、奨学金を支給する制度を利用する方法です。

留学生の募集は、世界の数十か国が、原則1年に1回毎年同時期に行っています。本学に募集通知があったときは、本学ホームページ「国際交流」の「海外への留学」のページに掲載します。

URL : <https://www.glocal.gifu-u.ac.jp/studyabroad/procedures/about/>

民間団体等の奨学金受給留学生として留学する

民間企業や民間の奨学団体が、海外への留学に対して、奨学金を支給する制度を利用する方法です。この制度は、奨学金支給事業や団体の性格を反映し、専攻分野又は留学対象国、地域等の限定があり、募集も多くはありません。

本学に募集通知があったときは、各学部等・研究科の掲示板等でお知らせします。

私費で留学する（交換留学を除く）

奨学金等を利用しないで私費で留学する方法です。留学をする場合は、事前に所属学部等・研究科の学務担当係へ報告し、休学等所定の手続きをしてください。

日本語・日本文化教育センター

日本語・日本文化教育センターは、地域科学部・共通教育棟4階にあります。

センターは、次世代の国際社会を担う優れた人材を育成し、国際教育の充実および向上のための調査研究と実践を行い、本学ならびに地域社会の国際化に貢献することを目的に、次のような業務を推進しています。

- (1) 外国人留学生に対する日本語・日本文化教育
- (2) 日本人学生に対する国際理解教育
- (3) 多文化交流機会の提供
- (4) 外国人留学生受入とその体制整備
- (5) 地域自治体等との連携事業

センター交流ラウンジ

センター内に、交流ラウンジを開設しています。ラウンジでは、外国人留学生と日本人学生等との交流や、パソコン等を活用した勉強・情報収集の場として、多様な活動が可能です。

具体的には、留学生向けのイベントを開催して学生交流の促進を図るほか、日本人学生チューターが一定時間（14時45分から16時45分まで）常駐し、留学生の日本語学習のサポートを行っています。また日本人学生向けに海外留学に関する資料もあります。ぜひラウンジを活用して下さい。

留学生に対するチューター制度

岐阜大学には、留学生に対するいろいろなチューター制度があり、留学生が学習活動や日々の生活を円滑に進められるよう、様々なサポートをしています。

チューター制度は、留学生のサポートにとどまらず、その活動を通して、日本人学生と留学生との間の様々な交流が展開されることで、キャンパス国際化に寄与しています。

詳細は、所属学部等・研究科の学務担当係、留学支援室に問い合わせてください。

外国人留学生在入学後に日本でする必要な手続

外国人留学生在入学してから、日本で行う手続きとして…

1. 日本に入国する際、在留カードが空港で発行されます。
2. 自分の住んでいる市町村役場で、住民登録、国民健康保険と国民年金に加入します。

①国民健康保険

在留資格「留学」の在留カードを持っているすべての学生は、国民健康保険に加入しなければなりません。この保険で、病院（歯科医院を含む）での医療費の70%が支払われ、30%のみの自己負担ですみます。保険料は一人あたり年間およそ21,000円前後になります。日本には、医療費の負担を軽くするための医療費補助制度もあります。

②国民年金

日本に住む20歳以上60歳未満の留学生在は、国籍を問わず国民年金に加入しなければなりません。学生の場合は、市役所で手続をすれば保険料は免除・猶予されます。

③自動車・モーターバイクの運転に必要なこと

- ▶ 運転免許証の取得（無免許運転は、道路交通法違反で罰則が科せられます。）
- ▶ 自動車損害賠償責任保険及び任意保険に必ず加入する。
- ▶ 岐阜大学に通学のため自動車で購入する場合は、「入構カード」（有料）が必要です。所属学部等・研究科の学務担当係で手続きをしてください。

詳細は、留学支援室に問い合わせてください。

留学支援室

岐阜大学には、外国人留学生の方々の留学中の生活のサポートと、日本人学生の方々の海外留学支援を目的に留学支援室を設置しています。

事務室は、図書館1階講堂の隣にあります。

【場所】 MAP D-4 国際事業課留学支援室
 【連絡先】 TEL : 058-293-2011
 MAIL : direcent@t.gifu-u.ac.jp

国際交流会館（A・B棟）

国際交流会館（A・B棟）は、外国人留學生のための宿舎です。入居できる期間は、原則、1年以内となっています。入居募集は年2回で、1月（4月入居）と7月（10月入居）に行われます。